

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【教員研修センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	教員研修センター

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 利益剰余金については、積立金として計上し、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、額を確定した上で、国庫返納を行った。また、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし。(現在のところ、不要と判断している施設等はない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 中期目標・中期計画において、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ センターにおける事務所等は、つくば本部及び東京事務所の2カ所のみである。なお、東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年4月に他法人施設(学術総合センター)への集約化を図った。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減(312㎡→153㎡)した上で、平成23年4月より、他機関(国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約24百万円削減した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 該当なし。(海外事務所は保有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● センターの保有する研修施設については、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行うこととしている。 ○ つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することになっており、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約見直し計画に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施し随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は平成22年度に全て一般競争契約等への移行を完了した。なお、平成22年度・23年度・24年度の契約の状況は以下のとおりである。また、一般競争契約等の実施に当たっては、公告期間の延長(従前の原則10日以上から20日以上を確保)、競争参加資格要件の緩和及び契約の包括化等の改善を図った。</p> <p>平成22年度 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:542,375千円(65.9%)、競争性のない随意契約:280,993千円(34.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:68件(93.2%)、競争性のない随意契約:5件(6.8%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:488,132千円(67.4%)、競争性のない随意契約:235,827千円(32.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:65件(91.5%)、競争性のない随意契約:6件(8.5%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:222,712千円(49.7%)、競争性のない随意契約:225,588千円(50.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:55件(91.7%)、競争性のない随意契約:5件(8.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 当センターホームページの調達情報ページや文部科学省の調達情報ページ(工事関係)に一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財計第2017号)に基づき、随意契約や競争入札に係る情報(契約結果の情報)を開示し、契約業務の透明性の確保に努めている。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、教員研修センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 該当なし。(関連法人はない。)
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 東京事務所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 該当なし。(研究開発事業は実施していない)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 平成23年度から宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理等に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。(22年度に比べ、23年度、24年度は、毎年約8百万円の縮減)
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達の効率化等について検討することとしている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の措置を講じている。 ただし、人事交流職員については、交流元の措置内容・実施時期に合わせた減額措置を行った。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 給与水準については、中期計画、年度計画において、対国家公務員のラスパイレス指数が100以下となるよう取り組むこととしており、23年度においても年齢勘案99.8、地域・学歴勘案97.2であり、24年度は年齢勘案97.1、地域・学歴勘案96.3となっており、100以下を達成している。

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、ホームページにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準及び人件費の支出状況については、監査計画における監査の重点項目として、監事監査においてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においては、給与水準の妥当性を含んだ人件費の削減状況を毎年度の評価項目として、評価が行われている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を進め、一般管理費(土地借料除く)については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図ることを目標として設定している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断費用、インフルエンザ予防接種補助等を支出している。給与振込経費は支出していない。また、海外出張旅費は、割引航空券等を利用するなど経済的な経路及び方法をとるよう努めているところである。なお、職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費等の所要額の透明化、合理化については、運営費交付金の配分方法等を踏まえ検討することとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査については、これまで会計監査を中心に実施してきたところであるが、今後、コンプライアンスを含めた内部監査のあり方を検討予定。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 該当なし。(特定の者が検査料、授業料等を負担して実施する事業は実施していない)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 該当なし。(協賛、寄附等が見込める事業は実施していない)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 教員研修用DVD教材の販売を通して自己収入の増収に努めている。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、外部の有識者を含む自己点検・評価委員会を設置し、管理運営、研修業務等に関する外部評価を実施している。また、その評価を次年度以降の事業に反映させている。

● 該当なし。(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていない。)

No.	11	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。	2a	国による実施が必要不可欠なもの、例えば、国の成長戦略等を踏まえ実施するものなど国の政策として行う研修及び、地方において指導法が十分定着しておらず指導者養成が必要な研修に限定して実施している。 研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし平成25年度はさらに1研修を廃止した。 なお、平成25年度は国の政策上緊急に実施する必要があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施した。	引き続き、真に国による実施が必要不可欠な研修に限定して実施することとし、研修内容についても不断の見直しを図っていくこととしている
02 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。	3	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することとなり、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することとなり、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。
04 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減（312㎡→153㎡）した上で、平成23年4月より、他機関（国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約28百万円削減した。	措置済み
05	研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。	1a	宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに23年度から民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理等に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。（22年度に比べ、23年度、24年度は、毎年約8百万円の縮減）	措置済み

No.	23	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 学校教育関係職員に対する研修	研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急を実施する。 ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。	1	<p>国として真に実施すべき研修を行うため、平成20年度に、学校評価指導者養成研修を新たに開始するとともに、指導力向上指導者養成研修を廃止した。また、国語力向上指導者養成研修の受講定員の見直し(440人→220人)及び外国語指導助手研修の受講定員の見直し(3,900人→2,000人)を行った。更に、平成21年度には、小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修及び子育て支援指導者養成研修の研修日数(いずれも5日間→3日間)や、外国語指導助手研修の受講定員(2,000人→1,500人)などの見直しを行った。</p> <p>・委託等により実施する研修については、各研修コースの参加状況を踏まえて、研修コースの改廃を行った。 平成20年度：(廃止：1コース、隔年実施：2コース、休止：2コース) 平成21年度：(隔年実施：3コース、統合：1コース、休止：2コース) ・海外派遣研修については、平成20年度において派遣先国の見直しを行った。また、平成21年度においても派遣先国の見直しを行うとともに、研修成果を共有するため、帰国報告会を同時開催するなど内容を見直した。なお、平成22年度においては、英語教育コース(6か月)及び国際理解教育コース(3か月)を廃止した。更に、英語教育(2か月)の定員の見直し(50人→30人)を行った。 ・研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし平成25年度はさらに1研修を廃止した。 なお、平成25年度は国の政策上緊急に実施する必要があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施した。 引き続き、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。</p>	措置済み
2	事務及び事業の見直し 民間委託の推進	施設の管理・運営業務について、引き続き民間委託を図る。	1	施設の管理・運営業務については、可能な限り民間委託を行っており、引き続き民間委託の推進に努める。	措置済み
3	運営の効率化及び自律化 経費節減	委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。	1	委託等により実施する研修に必要な経費については、平成21年度から地方公共団体の全額負担を導入した。	措置済み